

## 最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成24年1月23日(月) 最高裁判所公平審理室	
委員	委員長 安藤 正雄 (千葉大学大学院工学研究科教授)	
	委員長 沼 範 良 (上智大学法科大学院教授)	
	委員 吉 田 恵 子 (芝会計事務所・公認会計士)	
審議対象期間	平成23年4月1日から平成23年9月30日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	1件
	公募型及び工事 希望型指名競争	—
	通常指名競争	—
	随意契約	—
建設コンサルタント業務	一般競争	2件
	プロポーザル方式	—
	総件数	3件
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>審議案件</p> <p>1【さいたま地家裁熊谷支部庁舎別館改修等工事】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 実際の下請契約の金額に関する確認はしているのか。</li><li>・ 平成23年度下半期では施工体制確認型の総合評価方式を実施しているのか。</li></ul> <p>2【高松高地簡裁庁舎耐震改修設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 今後、裁判所で同様の改修設計業務を入札で行う場合、総合点数を250点より下げることとも考えられるのか。</li></ul> <p>3【うきは簡裁庁舎他17庁耐震診断業務】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 裁判所側と受注者側とで作業スケジュールに認識の差はなかったか。つまり休日等で作業を要するものであれば、認識の差により履行期間内における成果物の完成度に影響してくると思われるかどうか。</li></ul> <p>また、適正な履行を確保するために、担当の営繕技官が監理を強化したとあるが、張りつけのような状態となったのであれば、本来の業務内容としていかなものかと思うが。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施工体制台帳等の写しを発注者に提出することになっており、それにより確認している。</li><li>・ 実際に最高裁判所において、和歌山の新営工事について実施した。今後は高等裁判所発注の工事にも展開していきたい。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 総合点数の制限については各発注機関における技術審査会で決定することとなるため、一概には言えない。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 今回の対象庁舎は小規模のものばかりであるため、休日等の作業は要しなかった。</li></ul> <p>また、営繕技官の監理強化の件であるが、決して張りつけというものではなく、工程を細かく区切って注意深くチェックしたということである。</p>

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 極端な低入札にもかかわらず結局履行に問題がなかったので、果たして予定価格が妥当であったのか。それとも営繕技官の監理強化が功を奏した結果履行できたのかということになると思うがいかがか。</li><li>・ 今回の耐震診断業務の案件は、裁判所が業者に求める精度と業者が認識している精度に認識の差はないのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予定価格上の問題ではなく、本来受注者の側でチェックをしなければいけないものをチェックし、結果的に営繕技官によるチェックの負担が増えたことにより履行が確保されたものとする。よって、今後、業務の品質確保に関する何らかの方策を検討しなければならないと考える。</li><li>・ 入札時に仕様書等の詳細は示しているのに、発注者側と受注者側とで認識に差が生じてはいない。</li></ul>
---	---